

阪南市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱（平成29年12月26日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づき、阪南市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準及び種類)

第2条 ホームページに掲載する広告の掲載基準は、要綱3条に定めるとおりとし、種類はバナー広告とする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市が指定した場所とする。

(広告の枠数、掲載規格及び掲載料金)

第4条 広告の枠数、掲載規格及び掲載料金は、別表1のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、阪南市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査の上、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告の枠数を超えたときは、先着順とする。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、阪南市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（兼）振込依頼書（様式第2号）によ

り通知するものとする。

(広告掲載料金の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料金を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、別表1に定める掲載規格により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに市が指定する方法により提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は、最大12か月とする。

2 掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、別表2のとおり掲載期間を延長する。

(広告内容の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料金の全額を納付しなかった場合

(2) 広告主が、指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3) 市長が、広告主又は広告内容が不相当と認めた場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告掲載料金は一切返還しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱（平成29年12月26日決裁）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正前の阪南市ホームページ広告掲載取扱要領の規定に基づき行った広告掲載の契約の取扱いについては、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

1 枠数

広告の枠数は、原則として最大10枠とする。

2 掲載規格及び掲載料金

掲載規格（1枠につき）	掲載期間単位	掲載料金／月
天地 70ピクセル	1か月	10,000円
左右 160ピクセル		※3～5か月継続の場合 9,000円
10KB程度		6～11か月継続の場合 8,500円
GIF形式を推奨		12か月継続の場合 8,000円

別表2（第10条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を越え48時間以内	2日
連続して48時間を越え72時間以内	3日
連続して72時間を越え96時間以内	4日
連続して96時間を越えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（その日数に1日未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた日数）に1を加えた日数

阪南市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

阪南市長 様

住所

申請者（会社名等）

代表者

印

阪南市ホームページ広告掲載取扱要領第6条の規定により、以下のとおり申し込みます。

広告の種類	バナー広告
広告の内容	<p><申込種別> 新規 ・ 継続</p> <p><掲載希望枠> _____ 枠 <small>※1枠の大きさ：天地 70ピクセル 左右 160ピクセル</small></p> <p><掲載希望期間> _____年____月____日から____か月間</p> <p><広告対象URL> <small>※新規・変更の場合のみ</small> http(s)://_____</p>
担当者部署・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
業種・事業内容	
承諾事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱の規定を遵守します。 ・ 阪南市ホームページ広告掲載決定通知書を受領したときは、速やかに広告原稿を提出します。 ・ 阪南市税については、本市発行の未納がない証明（直近1年間分）の写しを添付します。（該当しない場合は不要）

阪南市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（兼）振込依頼書

年 月 日

様

阪南市長

㊞

年 月 日付でお申込みいただきました阪南市ホームページへの
 広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので、阪南市ホームページ広告掲載
 取扱要領第7条第2項の規定により通知します。なお、掲載料金につきましては、下記
 振込先までお振込みください。

記

掲 載 の 可 否	不可	理由：
	可（以下に示すとおり）	
掲 載 期 間	年 月 日から か月間	
広 告 対 象 URL		
掲 載 枠	枠 ※1枠の大きさ：天地 70ピクセル 左右 160ピクセル	
広 告 内 容		
広 告 掲 載 料 金	円	
振 込 先		
納 付 期 限	年 月 日	
備 考		